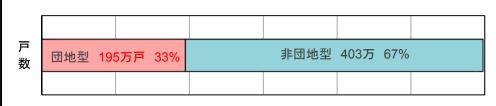
団地型マンションの敷地売却制度の活用ガイドラインの検討について①

資料8

- 〇総マンションストックのうち、土地を共有する団地型マンションは約1/3を占め、高度成長期以降に大量に分譲されたこれらのマンションストックは今後、一斉に老朽化し更新時期を迎える。
- 〇これらの団地型マンションについて、建替え・改修等の多様な選択肢により再生を図ることを可能とすることが求められている。

総マンションストック数に占める団地型マンションの割合

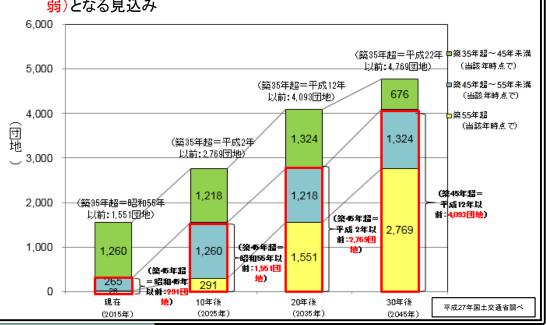
総マンションストック約600万戸(平成25年時点)のうち、団地型マンションの割合は約1/3 (約5,000団地、約200万戸)



平成27年国土交通省調べ

老朽団地型マンションの増加見込み

築後45年超は2015年現在291団地であり、2025年(10年後)には 約5倍(約1,500団地)、2035年(20年後)には約10倍(3,000団地 弱)となる見込み



[未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)]

老朽化マンションの再生の円滑化を図るため、敷地売却を活用した団地型マンションの再生の 仕組みを本年度中に構築する。

団地型マンションの敷地売却制度の活用ガイドラインの検討について②

資料8

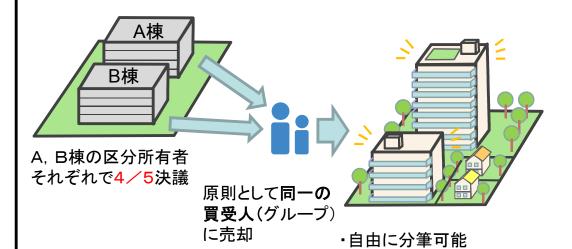
現行制度の課題

マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく敷地売却制度について、主に単棟型マンションを念頭に置いており、団地型マンションに適用するための運用が不明確であったため、団地型マンションでの制度活用に課題。

対応方針

検討会において方針を整理の上、<u>現行法令を前提として団地型マンションに敷地売却制度を適用する仕組</u> <u>み</u>を構築し、実務上の留意点等についてガイドラインとして整理する。

イメージ図



- <現行法令を前提とした団地型敷地売却制度>
- 〇土地を共有する<u>全棟が耐震性不足の場合を</u> 適用対象とする。
- ○全棟について4/5の敷地売却決議を行うこと により団地全体の敷地売却を可能とする。
- ○敷地売却決議により<u>全棟が買受人により除却</u> される事業スキームとする。
- ・非現地での建替えも可能
- ・借家権等の円滑な権利調整が可能